平成30年第1回(3月)大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

平成30年2月15日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

									_		資		þ	学		-														
改正概要	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
改正内容	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1~	2
改正資料	•	•	•	•	•	 •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3~	6
新旧対照表		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7 ~	12

町 民 課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○改正概要

平成30年4月から市町村の国民健康保険の保険者に都道府県が加わる新たな国民健康保険制度がスタートする中、本町の国民健康保険事業においては、被保険者の高齢化の進展や医療の高度化により一人当たり保険給付費は年々増加傾向にありますが、被保険者数の減少となってきている上、高齢者や低所得者の加入割合が高いことから歳入の根幹となる国民健康保険税収入は減少傾向にあります。

今後の本町の国民健康保険財政を安定的に運営する目的から、平成 30 年度に係る国民健康保険税の税率・税額や軽減該当世帯の保険税負担額を見直すため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正します。

○改正内容

国民健康保険の保険者に神奈川県が加わることに伴い、本町は賦課、徴収した国民健康保険税等を県に納付し、県から本町の被保険者に係る保険給付費等の交付を受けることになるなど、新たな役割を分担するほか、次の2点について改正します。

(1) 国民健康保険税の税率・税額の改正

		A	В	С
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
ア所得割率	現行	5. 7/100	2. 5/100	2. 1/100
所得に応じて	改正後	6. 1/100	2. 7/100	2. 2/100
イ均等割額	現行	22,000 円	11,000円	11,500円
1人ごと	改正後	23,000 円	12, 500 円	11,500円
ウ平等割額	現行	27,000 円		
世帯ごと	改正後	21,000円		

改定率	2.93%の増
-----	---------

(2) 軽減該当世帯の負担額の改正

	区分		本来の 負担額	7割軽減	5割軽減	2割軽減					
	医療給付費分	現行	22,000円	6,600円	11,000円	17,600円					
	医原和 的复分	改正後	23,000円	6,900円	11,500円	18,400円					
均等	後期高齢者	現行	11,000円	3,300円	5,500円	8,800円					
割	支援金分	改正後	12,500円	3,750円	6,250円	10,000円					
	介護納付金分	現行	11,500円	3,450円	5,750円	9,200円					
	刀 透附的 並刀	改正後	11,500円	3,450円	5,750円	9,200円					
	医療給付費分	現行	27,000円	8,100円	13,500円	21,600円					
	医原和的 負刀	改正後	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円					
平等	後期高齢者	現行									
割	支援金分	改正後									
	介護納付金分	現行									
	月 设料的 並分	改正後									

軽減対象となる世帯の判定所得金額(参考)

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	33 万円以下	60 万円以下	82 万円以下
2人世帯の場合	33 万円以下	87 万円以下	131 万円以下
3人世帯の場合	33 万円以下	114 万円以下	180 万円以下

世帯人数は、国民健康保険の被保険者数です。

○改正資料

1. 改正後の国民健康保険税の計算方法

一般的な現役世代に該当する世帯

(世帯1) 大磯太郎(45歳)の給与収入:400万円(給与所得が266万円) 大磯花子(38歳)の給与収入:100万円(給与所得が35万円) 大磯次郎(15歳)

A: 医療給付費分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割=(266万円-33万円)×所得割率(6.1%)・・・142,130円 (35万円-33万円)×所得割率(6.1%)・・・1,220円 小計143,350円

イ:均等割=3人×均等割額(23,000円)…69,000円

ウ:平等割=平等割額…21,000円

小計 233,300円(百円未満切り捨て)

B:後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割=(266万円-33万円)×所得割率(2.7%)・・・62,910円 (35万円-33万円)×所得割率(2.7%)・・・540円 小計 63,450円

イ:均等割=3人×均等割額(12,500円)…37,500

小計 100,900円(百円未満切り捨て)

C:介護納付金分(40歳~64歳の被保険者が対象)

ア:所得割=(266万円-33万円)×所得割率(2.2%)・・・51,260円

イ:均等割=1人×均等割額(11,500円)…11,500円

小計 62,700円(百円未満切り捨て)

合計 国民健康保険税は、396,900円(年額)

国民健康保険の軽減に該当する世帯

(世帯2) こくほ太郎(70歳)の年金収入:80万円(年金所得は0円)

こくほ花子(68歳)の年金収入:30万円(年金所得は0円)

2人の合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A:医療給付費分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割=いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ:均等割=2人×均等割額(23,000円)×(1-0.7)=13,800円

ウ:平等割=平等割額…21,000 円×(1-0.7)=6,300 円

小計 20,100円(百円未満切り捨て)

B:後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

ア:所得割=いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ:均等割=2人×均等割額(12,500円)×(1-0.7)=7,500円

小計 7,500円(百円未満切り捨て)

C:介護納付金分(40歳~64歳の被保険者が対象)

いずれも65歳以上なので、0円

合計 国民健康保険税は、27,600円(年額)

2. 国民健康保険税率等の改正による財政への影響

		医療分	後期分	介護分	合計
1	納付金の通知額	¥768, 672, 000	¥273, 541, 000	¥86, 195, 000	¥1, 128, 408, 000

			医療分	後期分	介護分	合計	基金残高	
2	経費	納付金額	¥768, 672, 000	¥273, 541, 000	¥86, 195, 000	¥1, 187, 439, 000	H29当初	¥101, 057, 914
	胜复	その他経費	¥59, 031, 000			£1, 187, 439, 000	H29.9末	¥201, 058, 219
3	収入		¥214, 217, 000		¥16, 428, 000	¥277, 644, 000	積増し	V100 000 000
4	収納必要額 ②一③		7.納必要額 ②一③ ¥613,486,000		¥69, 767, 000	¥909, 795, 000		¥100, 000, 000

	i	改定率計算	医療分 A	後期分 B	介護分 C	合計 D	不足額	法定外繰入	基金取崩し
(5)	現行税率	所得割 均等割 平等割 応能:応益	\$513, 455, 000 5. 70% \$22, 000 \$27, 000	¥190, 051, 000 2. 50% ¥11, 000 -	¥55, 232, 000 2. 10% ¥11, 500 -	¥758, 738, 000	¥151, 057, 000	¥41, 956, 000	¥109, 101, 000
6	改定率 2.93%	所得割 均等割 平等割 応能:応益	¥517, 679, 000 6. 10% ¥23, 000 ¥21, 000	¥206, 681, 000 2. 70% ¥12, 500 -	¥56, 612, 000 2. 20% ¥11, 500 -	¥780, 972, 000	¥128, 823, 000	¥41, 956, 000	¥86, 867, 000

3. 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

■ 111.	, 													
	:帯1	みにて	44 F 10 3	4A 6 7578					19.7					
	前	続柄	給与収入	給与所得				現役世代+子	- E &					
大磯太良		世帯主	4,000,000	2, 660, 000				軽減非該当						
大磯花		妻	1,000,000	350, 000		介護納付金対象者1人								
大磯次良		子	0	0										
	世帯員3人			軽減非該当										
	総額		医療		0.71		後期分	A =1		介護分	A =1			
プロノー		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計			
現行	379, 000	133, 950	66, 000	27, 000	226, 900	58, 750	33, 000	91, 700	48, 930	11, 500	60, 400			
改正後	396, 900	143, 350	69, 000	21,000	233, 300	63, 450	37, 500	100, 900	51, 260	11, 500	62, 700			
差額	17, 900				百円未満切捨			百円未満切捨			百円未満切捨			
●世	:帯 2													
	前	続柄	年金収入	年金所得				高齢者夫婦						
	郎(70歳)	世帯主	800,000	0				軽減該当(7割軽減)					
	子(68歳)	妻	300, 000	0				介護納付金						
2 (10)	世帯員2人	女	/	 軽減非該当) hX/h111 32;	1/2 - G					
			医療				後期分			介護分				
	総額	所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計			
現行	27, 900	0	13, 200	8, 100	21, 300	0	6,600	6,600	_	_	_			
改正後	27,600	0	13, 800	6, 300	20, 100	0	7,500	7, 500	_		_			
差額	-300		, ,	, , ,	百円未満切捨	•	, ,	百円未満切捨	•	•	百円未満切捨			
	:帯 3													
	前	続柄	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得		高齢者夫婦						
神奈川太						. —								
		世帯主	3, 000, 000		2,000,000	800,000		軽減非該当	ĿI. Æ. →7. 1					
神奈川花		妻	1, 000, 000	350,000	0	0		介護納付金家	对象有1人					
	世帯員2人			軽減非該当	-		/√ 11 π / \	-		<u> </u>				
	総額	所得割		₹分 - 平等割	合計	所得割	後期分 均等割	合計	所得割	介護分 均等割	合計			
現行	302, 400	137, 370	44, 000	27,000	208, 300	60, 250	22,000	82, 200	420	11, 500	11, 900			
改正後	315, 900	147, 010	46, 000	21,000	214, 000	65, 070	25, 000	90,000	440	11, 500	11, 900			
差額	13, 500	111,010	10, 000			00, 010			110		百円未満切捨			
/工识	10,000				□ 1 1/1/11에 2/11□			□ 1 1/1×11両 5/11ロ			□ 1 1/1/1回 2/1□			

第1条 省略

(課税額)

第1条 省略

(課税額)

- 第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びそ</u>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合</u> <u>の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民</u> 算額とする。 健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関
 - (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険 事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計に おいて負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限 る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

32条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税の書税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の計税額をいう。以下同じ)の合算額とする。

現行

- びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第 税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第11項に 11項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を 帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定 した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算 額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢 者支援金等課税額は、その額とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護 納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算 額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超え る場合においては、介護納付金課税額は、その額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

ら同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の 合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。) に100分の6.1を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万 3,000円とする。

現行

- 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその 世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者 均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方 規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。
 - 除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法 第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援 金等課税額は、その額とする。
 - 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険 の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるもの をいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及び その世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第27 項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、その額と する。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額か 法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の - 合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。) に100分の5.7を乗じて算定する。
 - 2 省略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

2,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規)(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第 定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下 この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間に あるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次 号及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者 と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号及び 第22条において同じ。) 以外の世帯 2万1,000円
- (2) 特定世帯 1万500円
- (3) 特定継続世帯 1万5,750円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.7を乗じて算定する。

割(額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万 2,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

|第9条||第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控第9条||第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控 除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

第10条~第21条 省略

現行

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に<mark>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に</mark> 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 192号) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であっ て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であ って同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。)をいう。次号及び第22条において同じ。)及び特定継続 世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過 する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限 る。) をいう。第3号及び第22条において同じ。) 以外の世帯 2万7,000
 - (2) 特定世帯 1万3,500円
 - (3) 特定継続世帯 2万250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等) 割額)

1,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

第10条~第21条 省略

(国民健康保険税の減額)

- 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万6,100円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,700円
 - (イ) 特定世帯 7,350円
 - (ウ) 特定継続世帯 1万1,025円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 8,750円

工 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

(国民健康保険税の減額)

- 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万5,400円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万8,900円
 - (イ) 特定世帯 9,450円
 - (ウ) 特定継続世帯 1万4,175円

区分に応じ、それぞれに定める額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,700円

工 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,500円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万500円
- (イ) 特定世帯 5,250円
- (ウ) 特定継続世帯 7,875円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6.250円

工 省略

- (3) 法第 703 条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,600円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
 - (イ) 特定世帯 2,100円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,150円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,500円

工 省略

第22条の2~第27条 省略

現行

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,500円
- (イ) 特定世帯 6.750円
- (ウ) 特定継続世帯 1万125円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5,500円

工 省略

- (3) 法第 703 条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円
 - (イ) 特定世帯 2,700円
 - (ウ) 特定継続世帯 4,050円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,200円
- 工 省略

第22条の2~第27条 省略

改正案	現行
附則	附則
1~13省略	1~13省略
(施行期日)	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成30年	
度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国	
民健康保険税については、なお従前の例による。	